

『言語研究』査読要領（一部）

（2022年10月1日）

査読に際しての留意事項

- ・ 査読は次の観点からおこなってください。
 - ・ 言語研究の発展にどの程度貢献するか。
 - ・ 主張に新規性・オリジナリティが認められるか。
 - ・ 先行研究に対する言及が適切におこなわれているか。
 - ・ 主張に対して適切な証拠が提示されているか。
 - ・ 論証が論理的かつ明快であるか。
 - ・ 適切な分量の中で議論が完結しているか。

- ・ 「査読結果」は次のA～Dから1つを選択してください。編集委員会は2名（第三者査読が入った場合は3名）の査読者の査読結果とコメントにもとづき、投稿論文がA～Dのいずれに該当するかを最終的に決定し、下表の「採否決定後の対応」に従って審査を進めます。

判定	基準	委員会の採否決定後の対応
A 採用	修正なし、あるいはごく軽微な修正のみで掲載可能である。	・ 期限を決めて、投稿者に入稿用の最終原稿と修正報告の提出を指示する。
B 改訂して再提出	<u>2 か月程度</u> かけて指摘された個所を修正すれば、掲載可能となることが見込まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期限を決めて、投稿者に改訂版と修正報告の提出を指示する。 ・ 改訂期間中は「『言語研究』に投稿中」であり、他への投稿はできない等の倫理項目の指示もおこなう。 ・ 改訂稿の再提出があった場合、修正確認は原則、編集委員会がおこなうが、修正の内容と程度によっては、査読者にも確認を依頼することがある。 ・ なお、修正確認は原則として2回までとする。
C 書き直し再投稿	現段階での掲載は難しいが、評価できる部分はあり、 <u>6 か月程度</u> かけて書き直せば、「A 採用」または「B 改訂して再提出」となることが見込まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期限を決めて、投稿者に修正報告を添えた書き直し原稿の再投稿を求める。 ・ 書き直し期間中は「『言語研究』に投稿中」であり、他への投稿はできない等の倫理項目の指示もおこなう。 ・ 書き直し原稿の再投稿があった場合、原則として同じ査読者に再査読を依頼する。 ・ 再査読の判定は「A 採用」、「B 改訂して再提出」、「D 不採用」のいずれかとし、「C 書き直し再投稿」はつけ

		ない。
D 不採用	基本的な部分で問題があり、6か月程度かけて書き直しても、「A 採用」または「B 改訂して再提出」となる見込みがない。	<ul style="list-style-type: none"> ・審査を終了し、投稿者に不採用通知をおこなう。 ・不採用になった論文は改稿した上での再投稿は認めないこと、同一あるいは類似のテーマではなく、別テーマによる新たな論文の投稿のみ認めることを伝える。

- ・論文の採否判定は、原則として次のようにおこないます。第三者査読が入った場合は、3名の査読者のコメントにもとづいて判断します。査読者のコメントの内容を十分吟味したうえで、編集委員会の判断で原則とは異なる採否判定をおこなうこともあります。

査読者の判定	採否
A、A	A
A、B	B
A、C	第三者査読
A、D	第三者査読
B、B	B
B、C	C
B、D	第三者査読
C、C	C
C、D	D
D、D	D

- ・カテゴリーを変更（「論文」を「フォーラム」に変更、あるいは「書評論文」を「書評・紹介」に変更）して大幅に書き直せば掲載に至る可能性が高いと判断される場合は、判定は「C 書き直し再投稿」とし、「編集委員へのコメント」に「カテゴリーを変更すれば掲載に至る可能性あり」ということを記入してください。編集委員会でカテゴリーの変更が妥当と判断した場合は、投稿者および査読者にその旨を通知します。

（参考）投稿論文のカテゴリー

- 研究論文
- フォーラム：帰結部分は完成途上であるとしても、着想や方向性が独創的かつ盤石で将来的な展開が大いに期待される論文
- 書評論文：他者の出版物に対する批判的考察で独自の提言を含む論文。20頁以内。
- 書評・紹介：他者の出版物に対する短評。10頁以内。

- ・採否判定ならびに査読者のコメントをまとめた審査結果報告は、投稿者とともにも査読者（匿名）にも通知します。他の査読者にご自分のコメントを通知してほしくない場合には、その旨を担当編集委員にお知らせください。ただし、第三者査読の場合には、必要に応じ、3人目の査読者に編集委員会の判断で他2名の査読者のコメントを開示させていただきます。なお、査

読者のコメントは刊行が決まっていない投稿に対するものですので、取り扱いには十分ご留意ください。

- ・ 査読内容について投稿者から異議申し立て等があった場合には、適宜、回答するなど対応してください。
- ・ 客観的な審査に影響を与えうる利益相反について、査読を依頼されたときに編集者等を開示し、必要な場合は査読を辞退してください。